

# 松浦市老朽危険家屋除却支援事業 不良度測定基準

調査日

調査者

○住宅地区改良法施行規則

別表第一 住宅(鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。)の不良度の測定基準(平一三国交令一二五・旧別表・一部改正)より(抜粋)

(い)	(ろ)	(は)	(に)	チェック欄	判定点数	合計
評定区分	評定項目	評定内容	評点			
二	構造の腐朽又は破損の程度	(一) 床	イ 根太落ちがあるもの	10	<input type="checkbox"/>	
			ロ 根太落ちが著しいもの	15	<input type="checkbox"/>	
			ロ 床が傾斜しているもの	15	<input type="checkbox"/>	
		(二) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの等小修理を要するもの	25	<input type="checkbox"/>	
			イ 土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	<input type="checkbox"/>	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの等大修理を要するもの	50	<input type="checkbox"/>	
			ロ 柱の傾斜が著しいもの等大修理を要するもの	50	<input type="checkbox"/>	
			ロ はりが腐朽し、又は破損しているもの等大修理を要するもの	50	<input type="checkbox"/>	
			ロ 土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	<input type="checkbox"/>	
	ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	<input type="checkbox"/>			
	(三) 外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	<input type="checkbox"/>		
		ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの	25	<input type="checkbox"/>		
		ロ 壁体を貫通する穴を生じているもの	25	<input type="checkbox"/>		
	(四) 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	<input type="checkbox"/>		
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つた	25	<input type="checkbox"/>		
ハ 屋根が著しく変形したもの		50	<input type="checkbox"/>			

備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。